

座間市都市公園条例第3条(行為の制限)の審査基準

条例名	座間市都市公園条例
根拠条文	第3条
処分等の概要	行為の制限
条例の定め	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為</p> <p>(2) 業として行う写真撮影</p> <p>(3) 臨時に会費を徴収して行う写真コンテスト又は撮影会</p> <p>(4) 業として行う映画の撮影又は興業</p> <p>(5) 競技会、展示会その他これらに類する催し</p> <p>(6) 打ち上げ花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為</p>
審査基準	<p><input type="checkbox"/> 1 座間市都市公園条例第3条第1項各号に共通する審査基準</p> <p><input type="radio"/> (1) 都市公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、著しい支障がないこと。</p> <p><input type="radio"/> (2) 一般の都市公園利用者に著しい支障を与えないこと。</p> <p><input type="radio"/> (3) 都市公園の管理に著しい支障をあたえないこと。</p> <p><input type="radio"/> (4) 安全上の対策が講じられていること。</p> <p><input type="radio"/> (5) 環境衛生上の対策が講じられていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 座間市都市公園条例第3条第1項各号の行為の許可にあたっては、前記1の審査基準のほか、次によるものとする。</p> <p><input type="radio"/> (1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>ア「露店商、行商その他これらに類する行為」</p> <p>露店商、行商その他これらに類する行為は認めない。ただし、都市公園の本来の利用目的に沿って利用促進が図られるものであり、次の事項のいずれかを満たす場合は、その限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体又は指定管理者が主催する催事等であること。 ・公共的団体（自治会、福祉、教育関係団体及びその他これらに類する団体等）が主催、市が共催を行う催事等であること。 <p>イ「募金その他これらに類する行為」</p> <p>募金、その他これらに類する行為は、次の事項を満たす場合を除き認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体又は指定管理者が行う場合。 ・公共的団体が行う場合で、公共の福祉に反しないものであり、都市公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。

- (2) 業として行う写真の撮影
 - ・業として行う各種撮影で一時占用を伴うものに適用する。
 - ・公序良俗に反し又は都市公園の品位等を汚す撮影等ではないこと。
 - ・参加料を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
 - ・事前周知の計画が適切であること。
 - ・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。
 - ・雑誌、テレビ等において、都市公園施設の情報提供を目的とする撮影は、事前に市政戦略課と調整の上、文書で依頼すること。
 - ・行政機関が行う広報及び報道を目的とする取材のための撮影は事前調整の上、文書で依頼すること。

- (3) 臨時に会費を徴収して行う写真コンテスト又は撮影会
 - ・業として行う各種撮影で一時占用を伴うものに適用する。
 - ・公序良俗に反し又は都市公園の品位等を汚す撮影等ではないこと。
 - ・参加料を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
 - ・事前周知の計画が適切であること。
 - ・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

- (4) 業として行う映画の撮影又は興業をすること。
 - ア「業として行う映画の撮影」
 - ・業として行う各種撮影で一時占用を伴うものに適用する。
 - ・公序良俗に反し又は都市公園の品位等を汚す撮影等ではないこと。
 - ・事前周知の計画が適切であること。
 - ・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。
 - ・雑誌、テレビ等において、都市公園施設の情報提供を目的とする撮影は、事前に市政戦略課と調整の上、文書で依頼すること。
 - ・行政機関が行う広報及び報道を目的とする取材のための撮影は事前調整の上、文書で依頼すること。
 - イ「興業」を行うこと。
 - ・都市公園で行う興業として適切な内容及び可能な場所であること。
 - ・地方公共団体又は指定管理者及び公共的団体(自治会)の主催又は共催の下に行われる興業であること。
 - ・入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
 - ・長期的又は連続的な使用として1週間を超えないこと。ただし、公共目的又は地域振興を目的としたものはこの限りではない。

- ・事前周知の計画が適切であること。
- ・予め現場責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。
- ・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

○ (5) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

- ・都市公園で行う興行として適切な内容及び可能な場所であること。
- ・専ら営利を目的とした興行でないこと。
- ・地域振興、防災意識向上、健康、教育や社会福祉の一環としての催物であること。
- ・入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
- ・臨時に行う催しであること、長期的(1週間以上)又は連続的(毎週〇回)な使用は認めない。ただし、公共目的又は地域振興を目的としたものはこの限りではない。
- ・事前周知の計画が適切であること。
- ・予め現場責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。
- ・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

※芹沢公園芝生広場における許可条件は、上記のほか次のとおりとする。

- ・使用する面積は、芝生広場の半分を最大とする。
- ・使用できる時間帯は、4月・9月から3月は8時30分から16時45分まで、5月から8月は8時30分から17時45分とし、準備・休憩・片付けの時間もこれに含むものとする。
- ・使用する内容、当日の準備、事前周知の計画・片付の時間等を記載した企画書を提出すること。

※芹沢公園管理棟における許可条件は、上記のほか次のとおりとする。

- ・メインルームを全部又は一部を独占して使用する場合は、一般利用者が利用できる休憩スペースを必ず確保(机・椅子等の準備含む)し、利用できることがわかるように表示すること。
- ・使用できる時間帯は、4月・9月から3月は8時30分から16時45分まで、5月から8月は8時30分から17時45分とし、準備・休憩・片付けの時間もこれに含むものとする。
- ・使用する内容、当日の準備、事前周知の計画・片付の時間等を記載した企画書を提出すること。

○ (6) 打ち上げ花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為

- ・地方公共団体、指定管理者及び公共的団体以外の団体等については、原則として許可しない。
- ・消防法に基づく必要な手続きを行い、これを確認できる書類及び企画書を提出し、かつ安全対策を講じていること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園内における火気の使用は、許可を受けた場所以外では行わないこと。 ・個人的におこなう手持ち花火等は、<u>近隣住民の迷惑(煙・音(騒ぎ声含む))</u>となるため、許可しない。 ・防災訓練及び炊き出し訓練については、都市公園行為許可申請書のほか消防への届出書写しを提出すること。
--	---

使用料等の額及び徴収方法について

(1) 座間市都市公園条例第12条では、使用料等の額及び徴収方法として第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表（P7 参照）に掲げる額の使用料を納付しなければならないと定めている。

・使用料等の額について別表の単位が1平方メートルにつきの場合は、来園者が一時占用する全面積とする。

(2) 第14条では、使用料等の減免として、市長は、公益上その他相当の理由があると認めるときは、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる定めている。

・地方公共団体又は指定管理者及び公共的団体（自治会、福祉、教育関係団体及びその他これらに類する団体等）が主催、共催する催事等である場合は免除とする。

・地方公共団体又は指定管理者及び公共的団体（自治会、福祉、教育関係団体及びその他これらに類する団体等）が協賛、後援等を行う催事等である場合は使用料を別表から算出し徴収する。

別表(第12条関係)

行為の種類	単位	金額
露店	1日1平方メートルにつき	157円
行商	1日につき	262円
常時業として行う写真撮影	1月、撮影機1台につき	2,100円
臨時に会費を徴収して行う写真コンテスト又は撮影会	1日につき	2,625円
業として行う映画の撮影又は興業	1日につき	5,250円
競技会、展示会その他これらに類する行為	1日1平方メートルにつき	5円

(平26条例3・全部改正)

○語句の定義○

- ・露店商・・・屋外や青空の下で店舗を持たず商売をする者。
- ・行商・・・商品を持って一軒一軒をたずね、小売りすること。また、その小売り商人。
- ・業・・・生活の中心をささえるしごと。くらしの手だて。
- ・撮影・・・写真や映画を撮ること。なお、無人航空機(ドローン、ラジコン機)の使用は不可とする。
- ・興業・・・新しく事業を興すこと。また、産業を盛んにすること。
- ・地方公共団体・・・日本の都道府県や市区町村を統括する行政機関のこと。
- ・公共的団体・・・農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むもの。
- ・公序良俗・・・社会的に妥当だと思われる道德観。
- ・興行・・・演芸やスポーツを行い、入場料をとって客に見物させること。
- ・営利目的・・・会費を募ってスポーツ教室を開くなどの活動。明らかに活動目的がスポーツ教室の運営にあり、営利目的と解される。

○都市公園条例施行規則第2条

(行為の許可申請手続)

第2条 条例第3条第1項又は第3項の規定により都市公園内における行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、都市公園内行為許可(変更)申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めたときは、添付書類を省略することができる。

- (1) 露店商、行商その他これらに類する行為をしようとするときは、販売品目、販売時間、販売人員等を記載した露店商又は行商の計画書
- (2) 募金その他これに類する行為をしようとするときは、募金趣意書、募金計画書、募金等を行う人員
- (3) 業として写真を撮影しようとするときは、営業種目、営業時間、料金、撮影機の台数等を記載した営業計画書
- (4) 臨時に会費を徴収して写真コンテスト又は撮影会を行おうとするときは、目的、内容、時間、参集人員、会費等を記載した写真コンテスト等の計画書
- (5) 業として映画の撮影を行おうとするときは、撮影の目的、撮影時間、撮影のための人員、使用場所等を記載した計画書並びに現場責任者の住所及び氏名
- (6) 臨時に料金を徴収して行う映画会その他の興業を行おうとするときは、目的、内容、時間、開催回数、入場予定人員、料金等を記載した事業計画書並びに現場責任者の住所及び氏名
- (7) 競技会、展示会、展覧会、集会その他これらに類する行為をしようとするときは、会合の目的、時間、料金、附属施設、競技会等の運営管理に関する事項等を記載した計画書並びに現場責任者の住所及び氏名
- (8) 打ち上げ花火、キャンプファイヤー等を行おうとするときは、時間、並びに現場責任者の住所及び氏名
- (9) 許可を受けた事項を変更しようとする場合において前各号の添付書類の変更を必要とするときは、当該変更書類

○行政手続き条例第6条

(申請に対する審査及び応答)

第6条 市長等は、申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。この場合において、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

